タクシー事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和6年1月)

1月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	第一ハイヤー株式会社（法人番号７４５００００１００９６２５）代表者加藤崇之	北海道紋別郡雄武町字雄武６６６番地	本社営業所	北海道紋別郡雄武町字雄武６６６番地	R6.1.25	輸送施設の使用停止（１０日車）及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第２１条第１項　他３件	令和５年９月２１日、長期未監査を端緒として監査を実施。４件の違反が認められた。（１）乗務時間等の基準の遵守義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第２１条第１項）、（２）点呼の実施義務違反（運輸規則第２４条第１項、第２項）、（３）運転者に対する指導監督義務違反（運輸規則第３８条第１項）、（４）事業用自動車内掲示違反（運輸規則第４２条第１項）	1	1
2	株式会社ウイング（法人番号７４３０００１０３３５１１）　代表者増田孝充	北海道北広島市大曲緑ヶ丘７丁目８番地６	本社営業所	北海道北広島市大曲緑ヶ丘７丁目８番地６	R6.1.25	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第１項　他１件	令和５年１１月２１日、第一当事者と推定される死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。２件の違反が認められた。（１）運転者に対する指導監督義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第３８条第１項）、（２）運転者に対する指導監督の記録義務違反（運輸規則第３８条第１項）	0	0
	以下余白									